

**令和3年第4回壬生町議会定例会  
閉会中の継続調査報告書  
(総務常任委員会)**

総務常任委員会に係る閉会中の継続調査結果をご報告申し上げます。

令和3年第2回壬生町議会定例会において閉会中の継続審査といたしました、所管における「壬生町国土強靱化地域計画」について、令和3年7月7日、8月30日の2日間にわたり、全委員出席のもと調査しました経過と結果をご報告申し上げます。

近年多発する大規模自然災害のリスクから町民の生命・財産を守り、被害の軽減及び迅速な復旧・復興に取り組めるよう、国、県に続き「壬生町国土強靱化地域計画」が策定されました。本町の国土強靱化に関する取り組みを着実に推進するために重要な計画であることから、本計画について調査しました。

まず、総合政策課より、本計画書及び資料をもとに、

1. 策定の趣旨 2. 計画の目的 3. 計画の期間 4. 計画の構成 について、それぞれ説明を受けました。

その後、質疑応答が行われました。

委員からの「本計画について、町民への分かりやすい宣伝や協力をどう求めていくのか。本計画のメインは何か。」との質問に対し、

「町民に対しハザードマップの配布、内容の周知、タイムライン等で河川の氾濫が起きそうな時の対応を広報でお知らせする等の形を通じ、『災害が起きそうな時や起きた時にどのような行動をとることが自分の命を守るためになるか。』ということを日頃から周知啓発していくことが強靱化の一つの方法であると考えています。また、避難所での避難者や体の弱い方などの受入れや誘導を充実させ、設備の充実を図っていくことも強靱化の中の一面であると解釈しています。」との説明を受けました。

また、委員からの「公共施設等の個別計画は含まれているか。また、一般建築物の耐震化を進めるための補助制度があるがそれとの関係は。どれぐらいの範囲で一般建築物に対する予防対策を考えているのか。」との質問に対し、

「公共施設の耐震化等も進めることが含まれています。この計画は災害が発生した際にどのような復旧をしていくかがメインで、老朽化との関連はそれほど無い形になると思います。また、民間住宅の耐震改修については、目標1の直接死を最大限防ぐという中で、KPIの設定では住宅の耐震化率の目標が設定されています。これについては、数年前から民間住宅の耐震改修や建て替えに対する補助制度を国及び県の補助を入れ行っている状況で、今年度においても当初予算を超えそうだと聞いており、該当する物件をお持ちの方には、こういった制度を活用し建て替え等を行って頂きたい。この計画の目標では、5年後は95%まで耐震化もしくは建て替えを進める計画となっています。」との説明を受けました。

また、委員からの「壬生町は河川が3つあり、河川が溢れそうになり避難指示を出すにあたり判断水域があると思うが、判断は県の指示か。気象庁の発表を見て県が判断し、町に連絡がきて指示をするのか、どのように地元で周知するのか。」との質問に対し、

「避難或いは警戒判断の基準は、河川の水位が水防団待機水位、氾濫注意水位、避難氾濫水位、氾濫危険水位と区分がされています。これらの水位の情報が町に入ってきますが、どのような避難指示を出すかは、河川の増水の情報の内容を精査し、黒川、姿川、思川を監視する中で町が判断していく形になります。水位はインターネットを通じ、県からの情報が随

時入ってきます。黒川等については水位計が橋の橋脚にありますので、消防団員や町職員が見に行き、実際の水位や危険度も目視で情報を得て判断する形になります。」との説明を受け、

「雷や線状降水帯で水位が増えるが、風も何もない場合は指定避難所まで行かず、自治会の公民館でも危なくはないのではないか。その場に応じた対応をしてもいいと思うので、検討して頂きたい。また、恵川は増水するたびに氾濫するが、堤防の幅が狭くて低い。更に堤防の草に除草剤をかけるので土地がぶかぶかして水が染み出し、堤防が持たなくなり氾濫したということが結構ある。草を刈って頂ければだいぶ防げると思う。農家の方は大変だが、ご理解頂き草刈りをお願いしてもらいたい。」と要望しました。

また、委員からの「この計画は、町政運営にどのように活かされるのか。DMA T指定病院のDMA Tとはどういうものか。また、避難所用非常用発電機設置箇所数が0となっており令和7年度目標値は100%だが、今後災害が発生した場合の緊急時はどのように対処するのか。」との質問に対し、

「現在、地球温暖化等の影響がある中、自然災害の発生を抑えることは不可能であると考えています。そこで、この計画は、災害発生後の迅速かつ適切な対応をとるために必要な行政機能をまずは確保しなければならないことを踏まえ、その中で事前に備えるべき目標などをそれぞれの分野で設定しています。有事の際にあっても、総合的に持続可能なまちづくりを進めていくための計画と考えています。

DMA Tは、県内外で災害が発生した場合に迅速な医療救急救護活動を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームになります。構成としては、医師、看護師、業務調整員から構成されるもので、大規模災害や事故発生現場で概ね48時間以内から活動を開始できる機動性を持ったチームとなっています。

避難所用非常用発電機は、計画書では0となっていますが昨年度の臨時コロナ交付金を活用し、15箇所全てに配備済みです。避難所で停電などが発生した際に、灯りを取れるような小型の発電機等を用意しています。それにより、夜間の照明や携帯電話の充電等が出来るという程度で、空調が相当数動く規模ではないですが、ある程度の数を用意し、そういった対応を取るよう考えています。」との説明を受けました。

また、委員からの「各目標においてKPIが設定されているが、その数字はどのような根拠で設定されたのか。」との質問に対し、

「基本的に地域防災計画との整合をとっています。その中で、本計画の一番の目玉のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）が大きな内容となりますので、そのリスクシナリオを回避するために住民の方等に分かりやすい指標の設定を各課において新たに設定したものととなっています。」との説明を受けました。

また、委員からの「目標1 直接死を最大限防ぐという中で、空き家除却数の目標値15棟となっている。別の条例で、特定空き家に指定をして行政代執行まで持っていけると定めてあるが、今特定空き家に指定している家屋があるのか。15棟を除却するのは難しいと思うが、どのように達成させていくのか。また、ブロック塀は教育委員会等で点検していると思うが、現状値840mは、どのように調査したのか。瓦が落ちると心配される通学路があるが、点検し対応されているのか。情報通信施設というのは防災無線のことか。そこの非常用発電機配備率の現状値が100%なのは、スピーカーなどは停電時も電源が落ちないようになっているということか。」との質問に対し、

「空き家は、300 数件ある中で、国の補助が付く物の除却数が昨年度までで 3 棟となっています。

ブロック塀は、安塚小、稲葉小、陸小の 3 つの小学校を囲んでいるブロック塀のことで、令和 2 年度までの現状値で 829.2m 進捗しているとのこと。大阪府の事故を受け、町内でも見直しを行い、高さのある物は改修等しましたが全部を撤去するのではなく、下の基礎部位だけを残し上にフェンスを付けるような改修の仕方もあり、安塚小学校は、50cm を残して上をフェンスにしてあるのですが、改修した後になって塀の部分を残した物も今後は強度の確認を引き続き行うような通達が国等からあるようです。稲葉小は外周道路に下の部分が残るブロック塀があり、陸小も上はフェンスですが下 50cm がブロック塀で、その部分の延長合計が 840m あり、今後学校では直していきたいと考えているとのこと。

行政無線システムは防災センターに自家発電があり、防災無線のアンテナにも個別に発電機が据え付けられていますので、動く認識をしています。この他に子局と孫局があり、子局は安塚と中泉の辺りに 2 つありますが、自家発電が付いているかは把握していません。」との説明を受け、

「ブロック塀の耐震化に対する補助金が都市計画課のメニューにあったと思う。教育委員会が通学路の安全点検をやっており、学校だけでなく通学路も計画に入っていると思ったが、通学路についてもそのような箇所があるのであれば対応頂きたい。また、防災無線が実際に動くか確認が取れていない箇所があるのであれば、目標が達成されていないと思うので、この計画をしっかりと実働できるように各所に確認、対応をして頂く」よう要望しました。

また、委員からの「災害時及び緊急時、救急車で運ばれる時に、壬生町に住んでいるので獨協に運んでもらいたい。という町民からの要望があるが、町との連携、優遇措置はあるか。」との質問に対し、

「最短の医療機関を救急隊員の方は確認しながら行くと思いますので、希望や掛かりつけ医が獨協であっても、獨協で救急患者を受け入れていると、それ以外の病院に回ってしまう可能性は高いと思われます。」との説明を受け、

「これから高齢化社会になるので、壬生町に住んでいる安心感やメリットの一つとして、なるべく獨協へ運ばれるというような優遇措置があると、壬生町に住み続けたい、住んでみたいなど思ってもらえる町の特色にもなるのでは。」ということをお伝えしました。

また、委員からの「水害で 2 度床上浸水を受けた空き家があるが、優遇措置も補助もない。2 度も床上浸水すると、いよいよ住めなくなってしまうが、せめて解体補助制度にプラスして優遇措置があったらと思うが、今のところ何もないので検討して頂きたい。また、2 回同じ場所で浸水が起きており、それを味わった住民の方々は、堤防の拡幅強靱化工事で本当に守られるのか、大雨に耐えられるのか、と心配している。県のことだが、住んでいるのは町の人なので、安心して頂ける説明をしてもらいたい。」との質問に対し、

「災害を受けた際に町が最大限優先させるのは、住んでいる方への住居の確保や命の継続で、制度の前提としては、今住んでいる方をまずは優先させて、家屋の消毒、復旧などに対する助成は最大限取り計らうような形をとっています。それを空き家まで範囲を広げると件数も増えてくるので、その辺は課題として研究させて頂きたいと思います。

県のほうでは堤防強靱化工事については、高さを変えずに厚さを増して、堤防を突き抜けることだけは防ぐような対策をしていきたいと考えており、堤防を乗り越えてこぼれる水は仕方ないが、それによって堤防が全部崩れないような方針で対応していく。」

との説明を受けました。

以上、総務常任委員会の閉会中の継続調査結果報告とさせていただきます。

令和3年9月1日

総務常任委員会  
委員長 後藤 節子